

第二七回大会案内特集

第二七回大会シンポジウム

「漁場利用の経済的諸問題」

鈴木 旭

昨年末、来年度の学会シンポに、漁場利用制度に関する報告はできないかという事務局の打診に、最近の北海道のサケ定置地帯か、ホタテ増養殖地帯における事例に基づく話題ならばいくつか用意できるのではないかと口を滑したのがきっかけで、我々北海道勢が、今回のシンポジウムを引き受ける破目になった。

ところが、実際にその準備にとりかかって、当然のこととはいえ、とんだ難問を抱え込んだことに気づいたわけである。我々の北海道の事例に基づく報告が、どのような意味で学会全体の討議の対象となりうるか、少くとも、従来の学会の研究成果や、今日、制度問題がとりあげられる社会的背景を踏まえて、我々の報告を位置づけねばならないからである。先づ学会の研究成果であるが、周知のよう

に、漁業経済学会は、戦後の漁業制度改革をめぐる諸問題の調査研究が進められる中で創設されたものであり、当初の研究成果の中には、戦後の制度改革についての評価や、制度改革に伴う漁業の構造変化をとりあげた多数の論文や調査報告を見出すことができる。今こうした諸成果をふりかえる余裕はないが、学会誌についてみる限り、戦後の制度改革にかかわる論文は、八巻一号（一九五九年七月）で途断えている。

この八巻一号は、第六回シンポ「漁業制度改革をめぐる諸問題」の特集号で、これには、「漁業権漁業組合有化の評価」（渡辺宏彦）、「昭和恐慌期における漁業権制度とその機能」（高山隆三）、「漁業制度改革による漁場利用形態の変化」（高橋富士夫）、「漁業制度改革後の漁民層の分解形態」（安藤由久、井

上和夫）が掲載されている。各氏の論文では、従来の改革論争に決着をつけるべく一定の方向性をもつ問題提起を行っているが、シンポでは、論議が煮詰められないまま終ったようである。しかし、このシンポでは、漁場利用制度に関する以後の研究にとって欠くことのできないいくつかの論点が示されている。すなわち、二野瓶氏は、大会後記において次のように総括し、今後の研究課題をあげている。

「明治漁業法がブルジョア的法律体系であるという高山氏の問題提起、これを否定しない立場に立って、漁業権の民主化が一貫して進行している事情を提起する渡辺氏の報告、これらについての検討や実証は多く今後に残されている。しかしもしそれらが正当であるとすれば、戦後の制度改革を不徹底なブルジョアの改革としたような評価は意味を失うことになる。そして問題は次のように立て直されなければならない。戦後の制度改革は漁業、内外における資本主義経済の発展、新しい局面の成熟によって、ひきおこされた改革である」

とし、今後の研究課題として、「生産、分配、交換、消費の全経済過程を通ずる漁業経済の新しい局面はどのようなものであるか、それに加えて総資本の新しい局面とはどのようなものであるのか」として、漁業制度改革の全体的評価のための課題を明らかにしている。

この後、学会誌上には、漁業制度に関する論文は姿を消し、一四年後の一九卷四号（一九七三年五月）に、一九回大会シンポの報告論文「漁村共同体と漁場利用」（八木庸夫）、と大会後記（広吉勝治）がのりその中で漁業制度問題がとりあげられている。

大会後記によれば、この大会のシンポの課題は、「漁業制度をめぐる今日の諸問題」というもので、問題は正に「今日の課題」とされていることから窺うことができるように、一九五〇年代の制度論争とは直接的関連をもたない形で提起されている。それは、前年度の課題、「高度成長期における漁業成長メカニズム」の成果との関連で制度問題を取りあげようとしたもので、高度成長期に露呈することになった漁業内外の諸矛盾の解明、漁業生産力危機の克服といった「今日の課題」を漁業制度問題の領域で掘り下げようとしたものとみられる。

シンポジウムでは、「漁業生産部門を特徴づけているところの漁場および資源利用の

諸制度が生産力展開にとっていかなる機能を果たしてきたのか、資源利用の制度をどうしたらよいのか、発展の展望は何かなど」を課題にしたわけだが、漁場利用制度（この場合漁業権制度のみ）と生産力展開の関係といっても、大会後記にも指摘されるように、漁業権制度の本質、乃至は性格が、共通の認識として確立されないままに、問題が提出された結果、「何が共通の財産として引き出され、蓄積されなければならなかったのか、必ずしも明確にされなかった」のである。

現在、我々が漁業制度をとりあげる問題意識は、かつての漁業制度論争時のそれと著しく異っている。しかし、現行制度を問題にする限り、かつての制度論争で果し得なかった現行漁業制度の評価、現行漁業法体系の性格と機能について一応の結論を出しておかねばならないのではないだろうか、この点を曖昧にして制度と実態とのかかわりを論議しても、百花放声、到底共通の認識に達することがで

きないと思われるからである。あらためて、戦後制度改革の見通しを求める所以である。

今回の我々の報告は、こうした趣旨に沿うべく準備されたものではないが、報告はいずれも、漁場所有、乃至は漁協管理の漁業権行使の事例に基くものであって、これらによって、現行漁業権制度の下における漁協の漁業権所有の意義を明らかにしようとした、尚、シンポジウムのテーマと報告者は次の通りである。

一、漁業権制度と沿岸漁業経営

鈴木 旭（北大水）

二、ホタテ養殖地帯における漁場利用と漁業経営

宮沢晴彦（北大水）

三、ホタテ漁業における漁場利用と生産の共同化

島 秀典（北大農）

四、サケ定置地帯における漁場利用と漁業権管理

増田 洋（北大水）

第二七回漁業経済学会大会のお知らせ

一、会場 東京水産大学

東京都港区港南四一五―七

電話〇三―四七一一―二五―一

（道順）国鉄品川駅東口より徒歩十分

二、日程 五月二九日（木）

全国理学会

五月三〇日（金）午前九時三〇分～

一般報告

総会（午後一時～二時）

五月三十一日（土）午前九時三〇分～

シンポジウム

「漁場利用の経済的諸問題」

三、一般報告の申込みと発表要旨の提出

過日ハガキにて連絡致しましたように、一般報告をなさる方は、報告要旨（四〇〇字三枚以内ヨコ書）を五月六日必着にて事務局までお送り下さい。なお、当日の配布資料は各自で五〇部ほど御用意願います。

四、大会運営

大会準備、編集担当常任理事を中心に、その他理事各位の協力をあおいで行う。

五、懇親会

五月三〇日 午後六時より行いう予定

会費 一、〇〇〇円

六、大会参加費

二、〇〇〇円（レジメ代を含む）

七、宿舎について

各自で確保して下さい。

八、プログラム予定

○一般報告予定者は次のとおりです。

（順不同）

一、サクラエビの需給および商品特性について。 池松 政人

二、漁村の就業構造と脱漁民化傾向 島 秀典

三、漁場利用の経済効率測定の方法論 倉田 亨

四、題未定 鶴田 正裕

五、題未定 三輪 千年

六、題未定 榎 彰徳

○シンポジウムテーマ「漁場利用の経済的諸問題」

一、漁業権制度と沿岸漁業経営 鈴木 旭

二、ホタテ養殖地帯における漁場利用と漁業経営 宮沢 晴彦

三、ホタテ漁業における漁場利用と生産の共同化 島 秀典

四、サケ定置地帯における漁場利用と漁業権管理 増田 洋

事務局通信

◎ ボーナス・カンパの報告

昭和五十四年度ボーナス・カンパについて、会員の皆様の御協力によりまして所期の目標を達成することができました。ここに御報告致します。

募金額（三月三十一日現在）

一四九、〇〇〇円

募金者数 四十一名

募金者氏名（順不同、敬称略）

浅野 長光 岡 伯明

近藤 康男 青野 寿郎

山本 辰義 米田 一二三

榎 彰徳 島本 信夫

片岡 千賀之 高橋 泰彦

鎌倉 靖夫 河野 通博

岩崎 洋右 西村 章作

吉木 武一 岩崎 京至

八木 庸夫 岩切 成郎

大島 襄二 鶴田 正裕

地井 昭夫 市川 英雄

坂本 寿 林 知夫

倉田 亨 小林 昭介

二野瓶 徳夫 堀口 健治

渡瀬 節夫 小野 征一郎

平沢 豊 中井 昭

大海原 宏 廣吉 勝治

内藤 一郎 外間 源治

嘉成 三郎 池松 政人

松坂 利道 中居 裕

服部 昭

◎会員名簿作成について
会員名簿の昭和五五年版を作成することに

なりました。つきましては、会員各位の手元に葉書が届くと思いますが、記入のうえ、五月三十一日までに事務局まで必ずご返送下さい。なお、最近の研究課題、研究活動等近況もお知らせ下さい。

◎会員の現状報告

昭和五十五年三月現在の会員の総数は、二四八人であり、勤務先に注目して、地方別に細分すると次のようである。

北海道地方	二一人
東北地方	一五人
関東地方	一一九人
(その内東京地区)	一〇四人
中部地方	一七人
近畿地方	三四人
中国地方	一二二人
四国地方	三人
九州地方	二二人
沖縄県	一人
外国	四人

◎昭和五三年以降次の会員の方々が逝去されました。慎しんで御冥福をお祈します。

中込 暢彦 岡本 清造
藪内 芳彦 (敬称略)

北海道総合経済研究所、水産経済課一同より次のような研究所廃止反対運動の支援依頼が届きましたので、以下に掲載致します。

北海道立総合経済研究所廃止反対闘争の新局面をむかえて

——全道・全国の皆様に再度御支援を訴えます——

昨年十一月三十日、北海道当局は北海道立総合経済研究所（以下、総研と略す）の廃止を提案しました。

道当局の提案は事前任何の相談のない一方的なものであり、北海道立労働科学研究所、北海道立農業研究所以来三十年以上もの伝統をもち、北海道の産業・経済の科学的分析に数々の成果をあげてきた総研を「行政簡素化」の名の下に切り捨ててしまおうという不当きわまりないものでした。

こうした道当局の暴挙に対して総研研究会・全北海道庁労働組合総研支部は、それぞれ「北海道立総合経済研究所の廃止提案に対する見解」・「闘争宣言」を発して、廃止提案撤回の闘いを開始しました。その後、私達の闘いは所内外の多くの献身的な方々の協力に支えられ、北海道内のみならず全国的な広がりをみせました。総研の廃止に反対し、拡充強化を求める北海道知事との要望書が、全国・全道の多くの大学・学会・研究機関・市町村自治体各生産者団体・労働組合等の関係者から寄せられ、その数は五、七〇〇名を上まわるまでに達しました。また、北海道議会議長への陳情書も多数寄せられました。

私達はこうした多くの方々の御支援・御協力に励まされながら今日まで闘ってきました。その結果、三月二十八日、第一回定例北海道議会での総研廃止提案の可決は不可能となり継続審査となりました。このことによって、三月三十一日廃止を阻止するという私達の当面の要求は達成されました。

しかし、道当局はいまなお、六月から七月にかけての第二回定例道議会で廃止提案強行可決の意向を捨てていず、また、総研の受け皿としての行政機構の新設構想も捨てておりません。

これから四カ月足らずの期間に、私達は道当局のこうした意図をうちくだき、総研の存続拡充・強化を目指す闘いをすゝめていかなければなりません。

皆様方のこれまでの御支援に深く感謝申し上げますと共に、これからもかわらぬ御支援をたまわりますよう心よりお願い申し上げます。

昭和五十五年四月

北海道立総合経済研究所
水産経済課一同